

絶対に 許しません！ 暴言 迷惑行為



安心で快適な医療機関を目指します。

暴力、暴言、迷惑行為、痴漢行為が発生した場合は、警察へ通報します。
施設内への立入りをお断りします。
それ以降の診療はお断りします。

暴言暴力迷惑行為追放

医療が安全かつ適切に行われるためには、患者さんにもご協力いただく必要があります。当法人施設での診療を希望される場合、下記内容をご理解して頂き、ご協力をお願いします。

- 院内のルールを遵守してください。院内感染や医療事故の対策、社会的マナー等も含まれます。
- 以下の行為を行った場合は、診療不可能と判断し、退院・退去とします。また、その後の施設内へは立入禁止とします。
 - 暴言・暴行・暴力行為
例) 大声を出す、怒鳴る、脅す、無視をする、物を投げる等
 - 迷惑行為
例) 痴漢行為・営業や勧誘行為等
 - ハラスメント行為
例) セクシュアルハラスメント・モラルハラスメント等
 - 問題行動に対し、職員の注意や忠告を受け入れられず、その後の改善がない場合
 - 職員を傷つけるような言動により業務の妨害があった場合
 - 職員との信頼関係の構築が難しい場合
 - 無断で、院内における写真や動画の撮影、音声の録音等を行った場合
- 上記行為などにより、診療に支障が生じる場合には、直ちに警察に通報します。